

入札心得（工事）（予定価格事前公表）（通常型指名）（電子入札）（R5.1）

1 電子入札に関する事項

- (1) 本工事は、入札手続を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、カードの更新等のために紙入札を希望する場合は、「紙入札方式参加承諾願」等にカードの更新申請中であることなどを証する書面の写しを添付した場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
- (2) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむをえない事情がある場合は、「紙入札方式移行申請書」を提出して契約担当者の承認を受けること。
- (3) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。
- (4) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準、その他の別に示す基準による。
- (5) 紙入札方式へ途中変更した場合は、途中変更後は入札心得（紙入札方式）によるものとする。

2 入札の無効

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が有効な電子証明書を取得しておらず、入札者を判明できないとき。
- (5) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。
- (6) くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）。

3 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載される金額を記録した電磁的記録の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。

4 その他

- (1) 入札について、談合又は何らの協議もしてはならない。
- (2) 入札者のうち予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち最低価格の入札者を落札者と決定する。ただし、同価格の入札があつたときは、電子くじによって落札者を決定する。
- (3) 入札は、電子入札システムにより提出すること。
- (4) 配布した図面、設計図書は配布を受けたものが責任を持って入札事務終了後、速やかに廃棄すること。また、これらのデータの漏えいが生じることのないよう、配布を受けたものが、責任を持ってデータ管理の徹底を図ること。
- (5) 契約書等に記載する工事名称は、「指名通知書」に掲げる工事名とする。
- (6) 入札執行回数は、1回限りとする（落札者がいない場合は、随意契約は行わない。）。
- (7) 予定価格の事前公表対象工事については、工事費内訳明細書（小明細まで記載のもの）の提出を義務付けているので、必ず作成し電子システムにより提出しなければならない。
- (8) 予定価格4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事については、配置予定技術者届の提出を義務付けているので、必ず作成し電子システムにより提出しなければならない。
- (9) 工事費内訳明細書（小明細まで記載されたもの）及び配置予定技術者届の提出がない場合は、入札に参加できない。
- (10) 予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。
- (11) 入札参加者は、入札しようとする業種に係る建設業許可を有していなければならない。
- (12) 入札参加者は、入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

- (13) 入札参加者は、電子入札システムにより入札するまでの間において、入札辞退届を電子入札システムにより提出することによって、自由に入札を辞退できる。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (14) 電子入札する者にあつては、委任状は不要とする。
- (15) 入札の競争性が確保されないと判断した場合は、入札を中止又は延期することがある。
- (16) 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条例1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (17) 落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しないものとする。